



「令和6年能登半島地震災害支援基金」第5次助成 募集要項

令和6年（2024年）1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」の甚大な被害を受け、公益財団法人ほくりくみらい基金は、石川県域のコミュニティ財団として、「令和6年能登半島地震 災害支援基金」を立ち上げました。

本基金は、石川県内での緊急・復旧・復興支援活動を助成プログラムで支援します。

第5次助成では、特に、天候不良と厳しい寒さが続く冬の能登・石川の事情に対応する被災地での取り組み対して助成を行うことで、被災者の2度目の冬を支え、心身ともに少しでも温かさを感じながらすごせる環境を整えることを目的とします。

※本助成は令和6年能登半島地震に対応する活動への助成となります。

【「令和6年能登半島地震 災害支援基金」第5次助成プログラム 募集要項】

1. 「令和6年能登半島地震 災害支援基金」第5次助成スケジュールについて

- ・ 申請受付期間：2024年12月17日（火）12:00～2025年1月19日（日）23:59（助成総額に達し次第受付終了）
- ・ 選考期間：毎週日曜日までの申請受付分について、翌週に随時選考
- ・ 採択通知：下記スケジュール期間に採択可否をメールにて通知

	申請受付	審査期間	採否連絡
第1回 〆切	12月17日（火）～12月22日（日）	12月23日（月） ～27日（金）	12月27日 （金）
第2回 〆切	12月23日（月）～1月5日（日）	1月6日（月）～1 月10日（金）	1月14日（火） ～1月16日 （木）
第3回 〆切	1月6日（月）～1月13日（月・ 祝）	1月14日（火）～ 1月17日（金）	1月20日（月） ～1月22日 （水）

「令和6年能登半島地震災害支援基金」第5次助成 募集要項

第4回 〆切	1月13日（月・祝）～1月19日（日）	1月20日（月）～1月 24日（金）	1月27日（月）～1 月29日（水）
-----------	---------------------	-----------------------	-----------------------

- ・助成事業実施期間：申請後～2025年3月31日まで（申請前に遡っての費用精算は不可となっています。）
- ・第1回〆切で採択となった団体へのお振込は年明けとなりますのであらかじめご了承ください

2.対象となる団体について

2-1.石川県内に本拠地を置き、非営利で公益的・社会的な活動を行っている団体
(法人格の有無は問いません)

※石川県外の団体は対象外となります。

2-2.以下のいずれにも該当しない団体

- ・政治活動や宗教活動を主たる目的とする団体
- ・反社会的勢力と関係のある団体

3.対象となる事業について

石川県内における被災者の生活再建や被災地域の復興を支援するための事業であって、現在被災地でニーズがあることを確実に把握しており、具体的な成果が見込まれる取組であることとします。

特に下記のテーマを優先して助成します。

- ・天候不良と厳しい寒さが続く冬の能登・石川の事情に対応する取り組み

なお、本助成金は被災者・被災地域の支援を目的とするものであるため、助成事業者の収入を目的とした活動は対象外とします。

また、拠点整備、団体の基盤整備を目的とした事業・経費は対象となりません。

4.助成金額（総額）と対象となる経費について

「令和6年能登半島地震災害支援基金」第5次助成 募集要項

4-1.助成額： 5万円～上限30万円

※ただし、単発のイベント開催を目的とした事業は10万円を上限とします。

※減額して採択となる可能性があります。

※自己負担は不要です。上記の金額の用途等を申請フォームに記載してください。

4-2.助成総額：100万円を予定（2024年12月16日現在）

4-3.対象となる経費・対象外の経費

- ・事務局人件費も含めて活動継続に必要な経費は基本的にすべて対象となります。ただし、下記の通り一部例外、条件等がございます。

※人件費は助成額の20%が上限となります。また、申請団体が株式会社等の場合は人件費は対象とならず、事業実施に最低限の必要経費のみ対象とします。

※活動終了後、団体の資産計上につながる費用(備品等)については事前に相談ください。

※県外から活動に来るための旅費・交通費は、特別な場合以外は認められません。

※拠点整備、団体の基盤整備を目的とした事業は対象となりません。

5.助成事業申請方法について

5-1.申請方法：インターネットの専用フォームよりご申請ください。

助成金申請フォーム：

<https://app.jibun-apps.jp/form/a9bdd9d0-0971-4f2a-8aae-fd8737d86a4d/new>

6.選考方法について

6-1.公益財団法人ほくりくみらい基金が設置する「緊急助成選考委員会」で選考を行い、結果を通知します。また、必要に応じて事務局からのヒアリングを実施する可能性があります。

6-2.選考では「申請内容」、「インターネットなどで公開されている情報」を確認した上で採否を決定します。

7.助成金の支払い方法について

「令和6年能登半島地震災害支援基金」第5次助成 募集要項

7-1.採択団体は、採択決定通知時に受け取る「口座情報申請フォーム」に銀行口座情報を入力してください。助成金の振込を行います。

7-2.原則として「申請団体名義の口座」にお振込します。

7-3.やむを得ず個人名義の口座を指定される場合は、個人の生活費等の入出金の混在がない口座（こちらからお支払いする助成金の支出・管理のみを行う状態）をご用意ください。

8.助成事業の活動実績及び会計報告について

採択決定と同時に送る活動報告書にて、助成をうけて活動した内容とその写真（事業面）および助成金の活用実績（会計面）を報告してください（助成事業の終了後1ヵ月以内）。

※受領した写真は寄付者の方々への報告、寄付募集、ほくりくみらい基金の活動報告等で利用・公開する可能性があります。必ず利用・公開して差し支えの無い写真、また、写っている方の許可が取れている写真をご提出ください。

9.採択団体へのお願い

本助成を受けて取り組む支援活動についての情報発信（ホームページ、ブログ、SNS等）

※できる範囲で、活動ごとに積極的な発信をお願いします。

SNS等での情報発信の際は、出来るだけ #タグ（#ほくみ能登助成）をつけての投稿をお願いします。

10.重要な注意事項（※必ずお読みください）

10-1.採択団体情報を公開します。

※公開情報：団体名、代表者氏名、団体本拠地所在地（市町村まで）、申請事業の概要、助成金額

10-2.助成申請フォームにご記載いただいた個人情報は、当財団の選考に関わる業務に使用し、それ以外には使用しません。



「令和6年能登半島地震災害支援基金」第5次助成 募集要項

10-3.採択された事業の終了後に、活動報告等で書類や資料等を提出いただく場合、返却はできません。

10-4.選考結果や選考内容に関するお問い合わせには回答いたしかねます。

10-5.事業変更（中止）については、手続きを行っていただきます。また、交付済みの助成金で助成事業に使われていない場合は「公益財団法人ほくりくみらい基金」に全額返還していただきます。その他詳細は、助成決定後にお知らせします。

10-6. 社会に対し、事業で得られた成果を広く伝えるため、公益財団法人ほくりくみらい基金のホームページ等で成果を報告させていただきます。また、テレビ等の報道機関の求めに応じて、事業成果等の情報を提供する場合があります。

10-7.本助成事業の助成金を充当して支出した支払に関しては、証拠証憑（領収書）等を適切に管理し、必要に応じて当財団へ開示・閲覧できるようにしておいてください。また、証拠証憑は事業実施修了後、3年間の保存をしてください。

11.お問合せ・申請先

公益財団法人ほくりくみらい基金

E-mail : grant@hokuriku-mf.jp

ホームページ : <https://hokuriku-mf.jp>